

# 地方公営企業法適用までの経過

岡山県備前市下水道課

## 地方公営企業法の適用について

### 適用のきっかけ

平成 17 年 3 月 22 日に備前市、日生町、吉永町が合併しましたが、各市町で公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、個別排水処理、個人浄化槽設置補助などの事業で整備していました。資料 1：備前市下水道事業整備区域図

・各旧市町の使用料を統一のため、適正な料金改定について下水道審議会、議会等の中で審議され、経営改善を求められこと

・総務省から下水道事業繰出金に係る財政措置の変更があったこと（汚水・雨水の割合、交付税措置 49%→42%、高資本対策費など）

・もうすぐ公共下水道に地方公営企業法の適用が義務化されるといわれはじめたこと

以上のことから平成 23 年度からの適用を目標とし、平成 20 年度、21 年度に基本計画策定、資産調査、平成 22 年度に支援業務をコンサルタントに委託しました。

平成 22 年度に委託業者から支援を受けていましたが、法適用の義務化がなかなかされないこと、係職員が、財政、システムに詳しくなかったことから、平成 23 年度に移行できず、平成 26 年度を目標に変更しました。

## ① 基本方針の策定

法適用範囲 … 一部適用（財務適用等）

対象事業 … 公共下水道、特定環境保全、農業集落、漁業集落

個別排水処理は、他事業で整備した浄化槽が含まれていること、縮小を検討していること、赤字額が大きく基準外繰入が必要なことから個別排水処理は除外しました。

人員体制 … 業務係 3 名（係長 1 名 係員 2 名）

総務課と協議しましたが、増員は認められず、現在いる職員で通常業務を行いながら、公営企業会計移行に対応することになりました。

システム選定… 備前市の基幹系システム、企業会計システム（上水道、病院）と同じ業者に決めました。

## ② 固定資産情報の整備

### (1) 整備手法・整理単位とその理由

#### ○管路施設

工事単位とし、1 工事を 1 資産とし延長のみの管理としました。

(理由)

下水道台帳にある実体資産との照合は煩雑な作業であり、また、工事設計書がないものもあり、特定が困難な管路が多い。

備前市水道事業と同じ整理単位にあわせる。

耐用年数が異なるものが少ない、また、耐用年数経過前の移設等が考えられにくい。除却時の残存価格の取り扱いについては古い資産から除却すると仮定します。

#### ○処理場・ポンプ場施設

改築・更新の取替単位を基本に整理する。「工事台帳」、「設計書」、「竣工図書」に基づき資料調査し、実体資産との照合を行うこととしました。

(理由)

施設については機器の種類が多いうえ、主要設備の耐用年数が比較的短く、改良や更新の頻度が高い。

### (2) コンサルへの委託内容・役割分担

#### ○役割分担

最初に市が、コンサルの要求する調査、必要資料を用意し、支援コンサルが資料を整理し、固定資産管理システムへ入力できるデータを作成し、システム導入業者が入力する。

○委託内容については、資料2 公営企業法適用の委託概要表、資料3 公営企業会計移行業務委託抜粋を参照

### (3) スケジュール

資料4 公営企業法適用スケジュール表を参照

### (4) 留意点・苦労した点

資産調査資料を準備するものが多く大変苦労しました。3市町合併したことから工事台帳、設計図書、竣工図書、決算書、決算説明書などをそれぞれの庁舎、浄化センターから探し出すことにもかなりの時間を要し、書類の整理もしてないものもあつたり、処分されていたり、探し出せないものもありました。書類の整理、書庫の整理は非常に大切だと実感しました。

### ③ 事務手続き

資料4 公営企業法適用スケジュール表

資料5 関係部署との調整事項整理 参照

### ④ システム構築

システムは、水道事業会計、病院事業会計が稼働中の本庁サーバーに追加構築し、下水道事業は、デスクトップ1台、ノート2台で運用します。

資料2 下水道事業公営企業法適用の委託概要参照

資料4 公営企業法適用スケジュール表の④参照

## 【補足説明】

公営企業法の適用に関して、病院事業、水道事業など企業会計に熟知した職員の配置もなく、増員もありませんでした。平成 25 年度までに財政経験がある者、システム関係に経験のある者、業務系の過去経験者で全般的に知識の豊富な者が配置されましたが、公営企業法の適用については、ゼロからのスタートでした。

知識の構築については、支援コンサルからの情報と研修及び日本経営協会などの研修に係員各自 1 回以上参加しました。

資産台帳については、支援コンサルが資産評価を行い集計したものを開始貸借対照表の基盤としました。以降は、会計システムにより管理するため、支援コンサルからシステム業者へのデータ移行を行い、会計システムで運用し、更新については、随時、下水道課職員で対応することとしています。

移行にあたっての経営アドバイザーは活用しませんでした。下水道事業の最大の難関は資産評価にあったと思いますが、委託を受注したコンサルが、長年、基本計画から携わり、施設、管路建設についても設計経験があったことから、下水道施設について詳しく、分類、調査においても、スムーズに対応がとれたと思います。公営企業会計移行については、資産評価の実務の面では経営コンサルより、設計コンサルの方が委託することには適していたと思います。

## 【今後の課題】

条例の整備、システムの導入、課職員の公営企業会計の理解など課題が多く、困難な作業でした。

### ・システム導入の考え方

システムが水道事業をベースとした全国規模の標準形式であったことから、下水道事業へのカスタマイズ行いましたが、現段階の知識では、改良なのか改悪なのかの判断もできません。出来るだけ標準パッケージのまま運用して、不適切な部分は、そのたびに改良していく方針としました。

### ・職員の配置

各市町村には、公営企業法を適用している水道事業、病院事業などがあるため、その事務経験者が下水道事業を経験した後に、法適用を進めればもっとスムーズに移行できたのではないかと思います。